

玉掛け技能講習

◇法的根拠

* 労働安全衛生法第 6 1 条

【就業制限】

- 1 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。
- 2 前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行なつてはならない。
- 3 第 1 項の規定により当該業務につくことができる者は、当該業務に従事するときは、これに係る免許証その他その資格を証する書面を携帯していなければならない。

* クレーン等安全規則第 246 条

【玉掛け技能講習の講習科目】

- 1 玉掛け技能講習は、学科講習及び実技講習によつて行う。
- 2 学科講習は、次の科目について行う。
 - ① クレーン、移動式クレーン、デリック及び揚貨装置（以下この条において「クレーン等」という。）に関する知識
 - ② クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識
 - ③ クレーン等の玉掛けの方法
 - ④ 関係法令
- 3 実技講習は、次の科目について行う。
 - ① クレーン等の玉掛け
 - ② クレーン等の運転のための合図

* 玉掛け技能講習規定

学科講習科目	範囲	講習時間
クレーン、移動式クレーン、デリック及び揚貨装置(以下「クレーン等」という。)に関する知識	種類及び型式 構造及び機能 安全装置及びブレーキ	1 時間
クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識	力(合成、分解、つり合い及びモーメント) 重心及び物の安定 摩擦 質量 速度及び加速度 荷重 応力 玉掛用具の強さ	3 時間
クレーン等の玉掛けの方法	玉掛けの一般的な作業方法 玉掛用具の選定及び使用の方法 基本動作(安全作業方法を含む。) 合図の方法	7 時間

関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。）、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。）及びクレーン等安全規則中の関係条項	1時間
------	---	-----

実技講習科目	範囲	講習時間
クレーン等の玉掛け	重量目測 玉掛用具の選定及び使用 定められた方法による〇・五トン以上の重量を有する荷についての玉掛けの基本作業及び応用作業	6時間
クレーン等の運転のための合図	手、小旗等を用いて行う合図	1時間